

アドバンス・ケア・プランニング普及啓発ドラマ制作業務委託
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「アドバンス・ケア・プランニング普及啓発ドラマ制作業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要項」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) 当該業務の実施体制
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性
 - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 評価結果が同点の場合には、評価委員全員による決選投票により決定する。
 - 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
 - (5) その他事業者の選定に関し必要な事項
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、別表1に掲げる者とする。
委員長 医療局総務課長
副委員長 医療局医療政策課情報企画担当課長

委員 医療局がん・疾病対策課長
委員 医療局がん・疾病対策課在宅医療担当課長
委員 健康福祉局高齢在宅支援課長

- 3 評価委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、会務を総括する。
- 4 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 5 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 6 委員長は、評価結果を医療局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 7 評価委員会は非公開とする。
- 8 評価委員会は評価結果の報告をもって解任されるものとする。
- 9 委員会の庶務は、医療局がん・疾病対策課において処理する。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適当に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価委員会に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和3年2月18日から施行する。

別表 1 (第 5 条第 2 項関係)

委員長	医療局総務課長
副委員長	医療局医療政策課情報企画担当課長
委員	医療局がん・疾病対策課長
委員	医療局がん・疾病対策課在宅医療担当課長
委員	健康福祉局高齢在宅支援課長